

いは、現行の都市計画法との関連において矛盾もありませんし、不便はなからうと思ひますが、さらに進歩的ないい都市を構成するための法律としましては、現在の都市計画法を、やはりなるべく早く改正して、この基準法の行き方と合せて行くことが必要だと考へます。都市計画法については、私の所管ではありませんが、この基準法案を審議する場合に、建設省の省議でも大体そういう方針を打合せておりまゝです。従つて私は住宅局長としてではなく、建設省の代表としてそういうお答えができると思つております。

○村瀬委員 次は第六章防火地域の第六十條から第六十七條までに關する根本的なお考えを一括して承りたいのでありますが、かような防火地域が一日も早くできることは何人も望むところでありまゝですが、しかしこの理想を實現するためには、たちまち非常な金がかかるという問題があります。そこでこれに對しまして政府として、立案者として、かような防火地域を完備するのは、すべてのその地の居住者あるいはその建物の所有者のみの力によつてこれを勵行して行かれる御方針であるか、あるいはかような地域が早くできるためには、国として何らかの予算的措置を將來考へになる余地があるかどうか、その根本的なお考えを伺つておきたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 この防火地域の指定に基く建築の制限につきましては、十分この適用を受けまゝの方々の民度と申しますか、實際の経済的關係もよく考慮の上で、規定をいたしたつもりでございます。すなわち耐火的の建築をこれで強制をいたします場合は、

一定の防火地域と、それから一定規模以上の、三階建とか、規模の大きな建築物、こゝういふものに限つたのはその趣旨からでございますが、防火地域の指定につきましては、これは都市計画審議会において具体的に決定して行くわけでありまゝですが、これは大体大都市の主要の部分、すなわち特に地価の高いところ、集約的に土地を使わなければならぬといふところを指定するわけでございます。従つて木造でありまゝと二階くらいしかできませんので、経済的にいひましても、当然に高層建築にしなければならぬといふようなことから、この制限によるところの負担もそうむりなくできるのじやないかといふふうに考へておるわけでございます。決してこの規定が負担といふものから考へまして非常にむりなものであると考へておりません。しかしながら、何と申しましても現在各方面詰まりの際でありますから、こゝういふことを強制をするためには、何か若干の促進のための補助政策、あるいはその資金の融通といつたようなことについて

は、これとあわせて考へる必要があるのじやないかと思つております。何分これは予算とか、金融全般の問題でもありますので、建設省だけではきめられないことではあります。実はできることなら來年度の予算の編成のときにこの補助についても考へたい。また融資についても何かの道を開きたいといふことをたゞいま真剣に研究しておる次第でございます。

○村瀬委員 この防火地域に對しましてのお考えは、ぜひ來年度と言わず、今年度におきましても補正予算、追加予算等の機会がある場合には早急にお

考へになる必要があると思ふのでありまして、これなくしては今日の金詰まり状態におきまして、容易に規定のみ完備いたしましたも、實際にいつばな防火地域の實現はおぼつかないのではなからう、非常に遅れるのではないかと私は思ふ次第であります。これと同時に私はお尋ねしたいと思ひます。これは、かつての委員会でも私は申し上げたことがあると思ふのであります。が、これからできて行きますものを不燃化するといふことは、当然一番大事なことでありまゝするけれども、その数た

るや全体から見れば微々たるものでありまして、都市の建築におきまして最も氣をつけなければならぬことは、今ある建物をいかに焼けないようにするかといふ点であると思ふのであります。この建築基準法はこれからできるものを規定するものでありますから、今のものに觸れる必要はないわけでありまゝですが、それで必ずしも防火地域に指定されていなくても、この建築におきましても、火災を未然に防止するといふ施設につきまして、これを法制化する上にとりかゝる必要であるか、あるいはお見込みになつておるのか、あるいはその御方針についてどこまで力強い御熱意を持つておられるか、それを伺つておきたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 都市の不燃化といふことは、しばしば大火災によつて非常に國富を損耗しておりますことは御承知の通りでありまして、これは消防とか、都市計画とかいふものとあわせて大都市の防火といふことは完璧を期しなければならぬことでありまして、消防、都市計画の方はそれら

の担当において、この強化について研究をし、一部は實際に実行をいたしておるようなわけでございます。建築物自体につきましては、本法案によりまして、新しく建つものについてはだんだんに防火的に改善されて來ることと思ひますが、お話の既存の、現在もうすでに建つておるものが大多数を占めておりまして、戦災地はバラックが非常に多い。非戦災地におきましても昔ながらの燃えやすいものが密集しておるといふことは非常に遺憾でございます。これを改善する道につきましては、この法案においては第三十一條に、既存の建物については第三章から第七章までの規定に適合しないもの、これに對して改修その他の命令ができることになつております。この防火地域とか、準防火地域にすでに建つておるものについても、この十一條によりまして、市町村の議会の同意を得た場合には建物の所有者に對しては相當の猶予期間をつけてこの措置命令ができることになつております。但しこの場合にはこれに伴ふところの損害を時価で補償しなければならぬといふことになつておるのでありますから、結局この改修の予算が計上せられま

した場合には、この命令ができることになつておるわけでございます。この点につきましても、できることなら來年度の予算編成の際には、非常に火災の危険の多い地区だけでも防火的な改修の事業をやるように、これに對して國庫から資金的援助をするといふようなことを考へてみたいと思つております。これは戦時中に防空対策といたしまして既存の街の木造のものをモルタル塗りをするとか、窓を防火的にするとかい

ふやうなことで、相當の國庫補助を出して、相當の家数を防火的に改修した経験がございますが、技術的に経験は十分経ておりますので、特に火災の危険の多いところ、大都市の密集地にまだ焼け残つておるところとか、特に火災の多い地方がありますが、氣象條件とか、建築物の條件、水利とか、消防の條件からいひまして、常に大火災の危険にさらされておるところがございま

す。能代の大火がございましたが、また北陸、東北、東日本等の、氣象條件が非常に悪く、しかも木造の家屋が密集しておる中小都市がまだかなり残つておるのをごさいます。消防力などから見ましても、危険にたえないやうなところがあるわけでございます。そういうところについても、できれば一ぺんには行きませんが、だんだんにそういう事業をやりたいと考へておる次第でございます。

○村瀬委員 第十一條につきまして、火災防火地域等の問題について、午後詳しく細目にわたつてお尋ねしたい点があるのでありますが、午前中は締めくくるところだけをもう一点だけお尋ねして終りたいと思ひます。

第八章に建築協定という目次のもとに、第六十九條から第七十七條までが設けられておるのでありますが、これは非常に進んだよい考へつきであると思ひますが、この効果につきまして、これが實際の面にどこまで實現し得るものであるかといふ点を、当局はどのように考へになつておるのをごさいます。それをお伺ひしたいと思います。

いうのは、一つの都市とか、あるいは全府県とかいうような共通の規定は、その各部分々々で必要なことの最低限を規定するより以外にないのでございしますが、市ならば市のうちの一局部につきましては、その土地の特殊性によりまして、局部的にはいろいろこうも規定を設けたい、ああもしてみたいというところが始終あるのでございします。そういうことが今までの全区域についての包括的な規定では、ずいぶん物足らなかつたのです。たとえば郊外電車の沿線に一つの駅を設ける、そこをひとつ理想的な住宅地にしてみたい、こういうときに、何分全国なり、その府県なりに共通な規定だけでは、こまかいところに手が届きませんでしたので、この区域については十分輪を広くとつて、前庭をとりたい、また建物は二階建にしたい、外観もこういうふうにしたい、いろ／＼な要望がございした。今まではそういうことを、たとえば電車会社なりあるいはその付近の土地の地主が相談しまして、こういう町をつくらうというので、土地を分譲するときなどに、そういう条件のもとに分譲するとかいうことをやつておりました。当初はいいのですが、だん／＼それがなかつたのでございします。それで特に郊外地のそういう新聞発地の地主さんとか電車会社とか、そういうところからこういう要望がかねてございしました。また商店街につきましても、たとえば静岡の大火災のあとで、呉服町とか、あるいは商店街の土地所有者、借地権者などが寄つて、事前に、家の表面をどのようにしたいとか、いろ／＼な申合せをいたしたと

がございします。そのほかまだそういう事例はたくさんございしますが、そういう場合にもこの規定が活用されるのではないかと思つております。大体郊外の住宅地を新たに開く場合、それから商店街など非常に乱雑なものを、お互いに約束してきれいにしていこうといふような場合に、この規定が活用されるのではないかと思ひますので、これにつきましては、なお積極的に指導して、いい方面にひとつ活用していただくようにしたいと思つております。

○濫利委員長 この際暫時休憩いたしますが、午後は一時より再開いたします。なお午後は他の委員会との関係で、部屋を第二委員会に変更いたしますので、御了承願ひます。

それでは午前はこの程度にして休憩に入ります。

午後零時五十分休憩

午後一時五十四分開議

○濫利委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

建築基準法案に関する質疑を継続いたします。

○瀬戸山委員 二、三の点について、

なるべく簡単に当局に対して質疑を行います。第四條についてであります。

が、第四條では今日までの建築行政に

関するあり方を全面的に改めて、市町

村に建築行政を委譲しようというわけ

であります。市町村は、その長の指揮

監督の下に、建築主事を置いて建築行

政をつかさどらせる、こういうふうにな

つておるのであります。第二項に

は、市町村は、第一項の建築主事を置

こうとする場合においては、あらかじめ

め、その設置について、都道府県知事

と協議しなければならぬ。この点、

私ちよつと不可解です。どういう理由

でさうな規定になつておるか、その

点を明らかにしていただきたいと思

ひます。

○伊東(五)府委員 市町村で建築主

事を置いてこの法の施行にあたりま

す場合には、あらかじめ都道府県知事と協

議しなければならぬことになつておる

のでございします。従来都道府県知事が

その管轄区域内の建築行政を担当いた

しておつたのでございしますが、これを

市町村に移し得ることとしたしま

した。現在のこの法律の施行の能力が

申しますと、市町村においてみずか

らこの建築主事を置いて、この施行に

当るといふことが、大都市などは別と

しまして、小さな市町村などにおきま

しては実際問題としてなか／＼困難な

場合も予想せられるのでございします。

この事務を町村が担当するといふこと

になりましてから、いろ／＼と支障が

起きまして、結局その市町村民に迷惑

をかけるというふうなことになるので

はいけないと思ひますし、また市町村

の数が非常に多うございしますので、そ

の間の統一をなるべくとるようにな

したいと考えます。こういつた理由か

ら、これを市町村に委譲する場合に、

あらかじめ知事と協議せられて、そ

ういふ点のないように円滑に行く見通

しをつけて市町村に委譲したい、こ

ういふことで、現在の実情から考え

まして、特にこの規定を置いたわけで

ございします。だん／＼将来経験を積み

まして、あるいはこういう規定が必要

でなくなる時期も来るかと考えますけ

れども、当分の間は、この協議によつ

て、以上申しましたような配慮をなさ

ないようになしたい、こういう趣旨

でございします。

○瀬戸山委員 建築行政を円滑にやる

といふこと、これは当然であります

が、この法律は地方自治体の自主性を

非常に強化した警察制度の改革と同じ

線を行つておると思ひます。その点に

おいては一つの進歩であり、実際面に

おいてはうまく行くかどうかといふこと

は、これはまた一つの疑問もあるわけ

であります。しかし第四條の第一項

には、これは市町村は建築主事を置く

ことができる、とあつて、独自の見解

で、この法律に基いた建築行政をやる

かどうかといふことは、市町村が判断

し、決定するといふのが、私は当然で

あると思ひます。今局長はそれが心配

だから、都道府県知事と協議してやら

せるのだ、こういうふうなお話であり

ますけれども、置くか置かないかとい

ふことを市町村の裁量にまかしてお

る以上、それを知事と協議するといふの

はちよつと納得が行かないやうな気が

いたしております。もし協議がととの

わない、知事は反対するが、市町村は

それを置きたいといふ場合には、一体

どういふふうになるのでしょうか。

○伊東(五)府委員 第四條は第一

項、二項、三項を一緒に読んでいただ

なければならぬが、協議をいたした

しまして協議がとつた場合におきま

して、初めてこの事務を市町村がつか

ささる、といふことになるのでありま

す。全然条件なしに、市がやりたいと

思ふ場合に、その事務をやるといふの

ではないのであります。この協議の意

味は、別に都道府県知事を上級官庁と

見て、その承認を受けなければできぬ

とかいつた強い意味ではございませ

ん。ただ実際の事務の関係からい

して、建築主事は建築の相当の経験者

であり、また行政にも相当の経験を持

つていなければならぬといふことにな

つておりますので、そういう適当な人

を市が得る、といふことについては、現

在まで長年県がこの事務を施行して参

りました関係上、そういう適任者とい

うものが大体において県の吏員になつ

ておる場合が多いのでございします。従

いまして県の吏員のうちから、いわば

配置転換をするといふ結果になると思

ひますので、その間にどういふ人を何

人県から移すといふやうなことが当然

起きて来ますが、そういう事情につ

て、県と協議をして適当な人を市町村

にわけてもらつて、市がその事務を担

当するといふことになりま

す。それで

軽い意味におきまして協議をし、協議

をととのえてからでなければいかぬと

いふことになつたわけでありま

す。県知

事がこれをたてに、とつてあまりに強く

やる、といふ場合には、建設省としま

して監督規定もあることでありま

す。この法の趣旨に沿ふやうなことは

防止できると考えております。

○瀬戸山委員 もちろん第三項には協

議がとつた場合とあります。そこ

で建前としては市町村に建築行政をや

らせる建前をとつておりながら、なお

知事との協議がととのわなければでき

ないといふことになつてゐるのです

が、今局長が説明されたやうなことも

あり得ると思ひます。ただ、今知事を

優位に置いてあるわけではないと言

われましたけれども、この建築基準法が

準備されておるときに、局長御存

じの通りに、大都市においてはこの法

律によつて建築行政をやりたいとい

希望があつた。ところがさういふ都市

のある府県においては反対の空気があつたのであります。必ずこれはけんかになる場合があると思はるうのですが、知事が反対すればできないということにはつきり解明してよろしいですね。

○伊東(五)政府委員 これはお話のようには大都市のある府県でございまして、そういうところがかねて大都市は建築行政を担当したいという希望があるのをごいいますから、早晩その問題が大都市のある府県においては起きて来ると思つてあります。中小都市などの関係の府県においては、にかねてそういう事態は起きないと思つておりますが、大都市の関係のところには問題が起きると思つてあります。都道府県では大都市に委譲するということについては、お話の通り反対をしておるといふことも承知いたしております。ただこの協議という点をたてていふと、これだけで府県が反対するということになりますと、これはこの法の趣旨を没却するものでございまして、その点については、適当な条件がその委譲を受ける市にありました場合には、そういう事態が起きないように監督したいと思つてあります。

○瀬戸山委員 議論をしてもしかたがないからやめますが、いすれにしても大都市ばかりのように言われましたが、少くとも十萬前後の都市では建築行政は自主的にやりたいという希望が相当にあるし、またそれはできる。それを一々県に行つて非常に手数がかつておつたのが、局長も御承知の通り今回こういう法律になつたと思ひますが、相当県との対立と申しますか、争いができて来ます。そこで今局長がさ

ようなことにならないようにいたしたいというお答えでしたから、指導的立場では、——そういう希望をする市町村はたくさんはないと思ひますが、とにかく希望する市町村に対しては、この法律の建前を生かすように指導されんことを希望しておきます。そこで第四條の第五項に、市町村もしくは都道府県が建築主事を置くときには、建築主事資格検定に合格した者のうちから命ずるのだ、こういうふうになつております。そこで第五條の二には、資格検定の規定があるわけですが、第五條の第三項に「建築主事の資格検定は、建築士又はこれと同等の実務の経験を有する者で、二年以上の建築行政に関する実務の経験を有し又は建築の実務に関し技術上の責任のある地位にあつたものでなければ受けることができない。」という一つの資格がきめてあるわけがございまして、どのくらいこの市町村がこの建築主事を置きたいといふことになるか。これは実施してみなければわからないのでありますけれども、現在の建築技術もしくはそれに伴う建築行政、建築主事たる資格を持ち得る者が現在日本にどのくらいあるかについては、はつきりわからないと思ひますが、要するにこの法律の実施について、円満に行き得る態勢にあるかどうかといいことをお尋ねしておきます。

○伊東(五)政府委員 この資格検定を受けることのできる人につきましては、まだ調査がございせんが、現在都道府県でこの建築行政に當つておられます者が約千人ほどございまして、そのほかにまだ技術上の責任のある地位におつたもの、そういう人たちは相当数おると存じます。

○瀬戸山委員 建築基準法にはいろいろなことが詳細に規定されておられるわけでありまして、かようなことは急に全国の市町村には普及しないと思ひますけれども、だん／＼普及するようになつて来ると思ひます。現在千人ぐらゐつて来ると思ひます。現在千人ぐらゐつてあるという話でありまして、市だけでも四百近くあるのではありませんか、それに應ずる態勢は必ずつくつておらなくてはならないのであります。さらにまたその技術並びに行政的手腕が低劣になつて来ると、この法律のせつ／＼の趣旨が没却される、かように考えられますので、その点は十分に御配慮をお願いいたしておきます。

次に第六條について簡単に尋ねたいと思いますが、建築主が第六條第一号ないし第四号の建物を建てようとする場合の、いわゆる建築主事の確認を受ける、この規定でありますけれども、その計画が当該建物の敷地、構造及び建築設備に関する法律、並びにこれに基く命令及び条例の規定に適合するやいなやといふことを建築主事が確認する、こういうのでありますけれども、それはどういふふうなことをやるのか、實際的な御説明をお願いしたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 第六條の第一項の各号に確認を受けなければならぬ場合が規定されております。一号から三号までは、特別の用途のもの、特に規模の大きなもの、こういうものをあげております。第四号は一般の住宅、店舗などでありまして、この場合は区域的に都市計画区域内、または特に指定しました区域、この都市計画区域内に準ずるような市街地でありまして、そ

ういふところについて規定したものでございまして、この一号から三号までの第四号の場合とは、大きさその他違ひますので、一号から三号までの場合には、場合によつては強度の計算書をつけるとか、やや詳しい設計書をつけるといふようなことがあると思ひますが、第四号の一般建築の場合には、ごく簡単な、現在もやつております通り、配置図と平面図くらいに、簡単な事項を所定の用紙に書き込んで出す。これらのことは大体現在まで長年やつておりましたものをむす／＼する考えは持たせておりません。一定の様式によりまして、建築士が建築主にかかりまして、この條の第六項にありますが、通り、建設省令で定める様式の書類を、市役所なら市役所、あるいは県庁などに提出いたしましたして、そして建築関係のいろ／＼な法令がございまして、この基準法のみならず、学校については学校の規定がありまして、また旅館とか、映画館とか、公衆浴場といふものはそれ／＼の法令がございまして、これらの建築に関する部分について、それぞれの法令に適合しているかどうかといふことを調査して、そして確認するわけでありまして、なお消防法の第七條によりまして、防火的によいかどうかといふことは消防署長の同意を得なければならぬことになつておりますが、これはその際に消防署長の同意をとつて、そして一緒にその確認をするといふことを通知するわけでありまして、それが第四号の普通の建物の場合には七日以内、一号から三号までの場合には三週間以内、その通知を出さなければならぬ。かりに何かほかの法令などによりまして、三週間以内にもそ

の関係からいたしましたして許可を決定することができないという場合には、その旨を申請者に通知するというものになつておるわけでありまして、

○瀬戸山委員 私が尋ねたいのは、この規定によつて建築主事が、ここに書いてあります各種の関係法令、条例、そういうものがまとめて審査されるということ、きわめて仕事の簡素化と申しますか、建築主事にとつては便宜であると思ひます。その問題は、今も局長がお話になりましたように、たとえば防火的な見地、もしくは公衆衛生的な見地、そういう各種の、ここに書いてあります関係の法令がいろ／＼あるわけでありまして、そういう方面のことは、建築主が一々書類を出して今日やつておりますような複雑なことになるのか、ならないのかといふことをお尋ねしておるわけであり

○伊東(五)政府委員 この第六條で建築に関するあらゆる法律、命令、条例に適合しておるかどうかといふことを確認を與えることになつております。ただほかの法律などにも、この建築の構造、設備などについて規定をしてい

るものが二、三ございまして、そういう場合に、その法令によつて許可認可があるという場合には、その法律の許可認可をとらなければならぬのでございまして、それをこの第六條によつて他の法律による許可認可は必要はないといふふうな打消しておるわけではないのであります。ただここでもねらいものは、そういう法律の許可認可がある窓口を一本にしたという趣旨であり

ますので、できるだけ役所の内部にお

るべきもので、できるだけ役所の内部にお

きまして連絡して、そうしてほかの法律についてもさしつかえがない許可を與えるという事は、できるだけの三週間の期限以内にはかの法律の許可認可も與えるという事にいたしました、これは実際の運用においてさういふふうに努力したいと考えておるわけでありませう。

○瀬戸山委員 次にお尋ねいたしたいのは、第二章の建築物の敷地、構造及び建築設備、これに各種の制限規定があるわけですが、そのうち第四十條には、この法の第二章に規定されておる制限を地方公共団体の條例によつて強化する、もしくは第四十一條には地方公共団体の條例によつて緩和する、こういう規定があるのであります。それは第二章の規定の通りによられたものでは實際困難があるもので、こまかいことは申しませんが、この四十條、四十一條に書いてある特殊の事情を勘案して地方の事情に即してやるようにしなければならぬ。これは私は適切な規定であると思ひます。ところが第四章のいわゆる各種の地域、用途地域と略称されておりますが、その用途地域に対する各種の制限規定の場合には、第二章に掲げられております、制限の強化もしくは緩和の地方的特殊事情を認める規定がない。これはおかしいと私は思つてゐるのであります。何かこれについては理由があつてのことかどうかといふことを御説明願ひます。

○伊東(五)政府委員 第二章の構造の規定については、地方の特殊事情について、條例で制限を強化し、緩和せられるというゆとりがあるが、第四章の用途地域の点については、その地方の事情による弾力があるようになつていないじやないか、こういうお話でありませうが、用途地域につきましても、原則的には、建設大臣が住居地域、商業地域、準工業地域及び工業地域を指定いたしましたもので、さらにその中に専用地区というものを指定することになつております。これは従来とも実施して来ておつたのでございませうが、そのほか第五十二條におきまして、特別用途地区を加へましたのは、大体先ほどの構造、設備に関する規定において、地方の事情をくんできめるといふのと同じような趣旨で、この特別用途地区の指定は建設大臣にはなつておりますが、建設大臣は、實際上地方の要望によつてこれを指定する。そしてその具体的な制限の内容は、地方の條例できめる。こういうことになつたものでございませう。

○瀬戸山委員 そういふことがほかにもあります。ほかの特別用途地区以外の場合には、地方の條例で制限を強化するとか、緩和するといふ規定がありませんか。私は詳細に見ておりませんが、わからぬので、お尋ねいたします。

○伊東(五)政府委員 第二章以外におきましては、この用途地域のところで、特別用途地区を地方の條例できめるといふことと、それから第七章の美観地区であります。これも指定は建設大臣であります。その実際の規定は自治体の條例にまかせて、地方の事情によつてきめて行くといふことになつております。

○瀬戸山委員 この用途地域に、住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域、こういうことをきめることは都市計画上適切であります。實際それをまきめておられない都市が多いと思つておりますが、これがきまらないのは、これをきめてしまつたら、たとえば工業地区になつてしまつたら、普通の家は建てられないといふふうになつて来ます。非常に困るので、これが實際にはきまつておられない。ここに建設大臣が関係市町村の申請に基いてとありますが、これはなか／＼申請は来ないと思つてゐるのであります。そこで第二章と同じように、ある程度の緩和もしくは制限の強化でもよろしいのであります。地方の事情に合つたようにするものが、ほんとうに用途地域の規定を設けた意義が實際に行われるのではないかと考へております。第二章と違つて、地方の事情に合つたような條例に定める規定がないから、何か特別の理由があるかどうか、そういうことは必要でないから必要でないといふ理由を、お尋ねいたしてゐるわけでありませう。

○伊東(五)政府委員 この用途地域の制度につきましては、長年日本でもやつて来ているものでございませうが、住居地域、商業地域、準工業地域及び工業地域というものが、この用途地域の基礎となるものでございませう。これは実は外国の都市におきましては、どこでもこういう地域制度を設けてゐるわけでございますが、先進国の立法例などを見ますと、相當に制限内容が強いと申します。この地域がかなり純粋なものになつております。住居地域と申しますと住宅だけ、工業地域であります。工場のようなものだけといふふうな、相當純粋のものになつておりますが、

日本の用途地域の制度は、基礎となるこの四つの地域は、なるべく広汎に各市に適用したいといふ考えから、そう純粋なものではございませう。住居地域でもある程度の工場は許される。商業地域はむろんのことと許される。工業地域でも相當の工場も許される。工業地域内でも住宅が／＼建つ。学校も建つ。こういうふうなことになつております。これはこういう地域制度を設けた以上は、最低限度の要求だろと思ひますので、法律でこれをきめまして、これをなるべく各都市にアプライして行きたい。こういうふうな考へてゐるのであります。これでは不十分であることを設けまして、住居専用地区、工業専用地区、こういうものをこのあとの五十條に規定してあります。この四つの地域では物足らぬといふところは、純粋の住宅地であるならば住居専用地区、純粋の工業地帯ならば工業専用地区、こういうものに指定をいたしております。これも法律で明定いたしました。この制度を適用するかせぬかといふことは、ひとつ地方の自発的な意思に基いて、大臣が指定をします。こういうふうな運用をいたしております。これで足らぬものは、なおもつと四つの地域以外に、特別の地区を指定したいという要望もありますので、特別用途地区といふものを加えて、その内容は法律にきめさせません。その地方の事情によつて條例で定める。こういうことになつたわけでありまして、用途地域並びに専用地区につきましては、これは地方の事情によつてかつてきめたいといふことでなく、この制度を設けた以上は、ある程度の水準は法律で定めて、それをアプライする場合に、具体的にその地方によつて考へていただく。こういう建前をとつたわけでございます。そういう建前をとることがいかにどうか、地方に全然制限内容も何も全体をまかせて、自由にやらせるのがいかにという点については、なおいろいろ議論もあるものでございませうが、多年実施したものであります。そうこれに対しては根本的な障害も反対もないので、一応今までやつて来ましたものを、踏襲して行つたわけでございます。なおこの点につきましては、都市計画法の改正も近く考へてゐるわけでございますから、そういう際にも、また問題としましてなお十分研究してみたいと思つております。

○瀬戸山委員 次にこれは小さなことではありますけれども、第二章の第四十條、先ほどの緩和規定であります。これは第六條第一項第四号の区域外においては、市町村は、土地の状況により、必要と認める場合において、区域を限り、それ／＼の規定にかかわらず、制限緩和の規定を設けることができる。第六條第一項第四号と申しますと、都市計画区域内、それから都道府県知事が関係町村の意見を聞いてきめる区域内、そういう場合であります。建設大臣の承認を得て條例をつくるといふのは、どういふようなことを規定されておるのか、ひとつお尋ねいたします。

○伊東(五)政府委員 第六條の第一項、第四号の区域とは、都市計画の区域と、それに準ずるような市街地を指定するわけでございます。大体都市計画的に、建築物の集団をなしておる

がために、いろいろ必要な規定を適用する区域につきましては、この緩和を認めておらないのでございますが、その以外の区域におきましては、特に災害の危険とかいつたような点は除外を認めませんが、たとえば衛生上の規定、こういったようなものは制限を緩和することができるようになつております。しかしながら、この都市計画の指定を、市街地の区域外におきまして、そういった衛生的な見地からの規定の適用を必要とする場合もありまして、町村におきまして、ばらばらにこういったことを決定いたしました場合に、全体的な統一がとれないということもありますので、一応建設大臣の承認を受けさせる、こういうことによつてある程度の統一をとつて行きたい。町村によつてあまり不均衡が起きないようにしたいという程度の軽い意味でございます。

○瀬戸山委員 そこで建設大臣の承認を得るというのが、私はなるべく簡潔にするつもりで、條文の内容を言わないつもりであります。相対に條文がたぐさん並んで、第十條は敷地に水が出るとか出ないとかいう規定であります。第二十一條は大規模建築物の構造、それから二十八條から三十條までありますが、こういう規定を適用しないでもいいかどうかは建設大臣の承認を得るのかどうかということ。それから條例に建設大臣の承認を得るといふことは、今の制度ではいけないと思ひますから、あらかじめこれは自分のところでは排除してもよろしいかということとを承認を得て、それから具体的制限緩和の條例をつくるのかどうかということでありまして、ちよつとこの文章

ではつきりしないからお尋ねしておるわけでありまして。
○伊東(五)政府委員 條例そのものについて承認を受けるということでないものであります。あらかじめ建設大臣に連絡をして承認を得ておいてもらひ、こういったような軽い意味でございます。別に特別な支障のない限り承認を與えて行こうと考えております。
○瀬戸山委員 最後の一つ、これは重要なことで、ほかの方からも質疑があるかと思ひますが、第六章の防火地域の問題であります。防火地域についてはこれも各種の詳細な制限規定がありますので、内容は申し上げません。そこで防火地域を指定したら、これも今日防火地区というのがありますけれども、関係の地方公共団体から申請して来て指定するということになつております。そうして今後申請があつたらやられるつもりであらうと思ひますが、問題はそれを指定して、ここに書いてあるような建築物が一体建つかどうか、この法律を政府がみずから立案し、しかもその防火地区内にはこれだけの建物をつくらなければならないというところについて強力な制限規定をいましておるのであります。しかもそれは各個人々々が、そういうふうによつて請されておるこの耐火構造の建築物ができるかという、それはできない。それから説明するまでもないことであるが、大正十一年から東京都にはいわゆる甲種防火地区というものが設定されておるものであります。その面積九十三万坪のうち約十二万坪の耐火建築物ができておる。大体一四％という数字になるものであります。それから北海道の函館が昭和九年の大火災

後にやはり甲種防火地区を設定いたしましたところが、今日までそこに幾つ耐火建築物ができたかという、たつた二棟であります。こういう実情であります。今日までもやはり防火地区には御承知の通り市街地建築物法の付屬法令によつて詳細な厳格な耐火建築物の規定がある、それにもかかわらず今日までかような状態であります。これが日本の姿であります。ところが今日まで、一方において法律をつくつたが、家はできておらない。やはり木造建築が軒を並べて建つておるといふのが実情であります。それはどういふわけかといふと、市街地建築物法施行規則の第三十五條の二に「都道府県知事ハ防火地区内ニ在ル建築物ニシテ一時ノ使用ニ供スルモノニ付第百九十九條乃至第百三十五條ノ規定ニ拘ラス必要ナル命令ヲ發シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得、この第百九十九條ないし第百三十五條というのがちょうどこの基準法案に盛り込んでおるような強力な制限規定であります。そういうつばな趣旨の規定ができておる反面に、こういう緩和の規定がある。これは日本の実情には適しておる規定であります。いかに耐火構造をやれと言つても、さて各個人にはできない。そこでしかたがないから実情に沿つたと申しますか、一步退歩した規定があるわけでありまして、この問題になつておる建築基準法には、さうな緩和規定が、いわゆる防火地区の規定にない。そこで政府はこの法律を出して、これは理想として私どもは非常に同感であります。どうしてもこうならなければ日本の建築は発達しない、また火災の損害を防ぐということ

はきわめて困難なこととは、ほと

後にはやはり甲種防火地区を設定いたしましたところが、今日までそこに幾つ耐火建築物ができたかという、たつた二棟であります。今日までもやはり防火地区には御承知の通り市街地建築物法の付屬法令によつて詳細な厳格な耐火建築物の規定がある、それにもかかわらず今日までかような状態であります。これが日本の姿であります。ところが今日まで、一方において法律をつくつたが、家はできておらない。やはり木造建築が軒を並べて建つておるといふのが実情であります。それはどういふわけかといふと、市街地建築物法施行規則の第三十五條の二に「都道府県知事ハ防火地区内ニ在ル建築物ニシテ一時ノ使用ニ供スルモノニ付第百九十九條乃至第百三十五條ノ規定ニ拘ラス必要ナル命令ヲ發シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得、この第百九十九條ないし第百三十五條というのがちょうどこの基準法案に盛り込んでおるような強力な制限規定であります。そういうつばな趣旨の規定ができておる反面に、こういう緩和の規定がある。これは日本の実情には適しておる規定であります。いかに耐火構造をやれと言つても、さて各個人にはできない。そこでしかたがないから実情に沿つたと申しますか、一步退歩した規定があるわけでありまして、この問題になつておる建築基準法には、さうな緩和規定が、いわゆる防火地区の規定にない。そこで政府はこの法律を出して、これは理想として私どもは非常に同感であります。どうしてもこうならなければ日本の建築は発達しない、また火災の損害を防ぐということ

はきわめて困難なこととは、ほと

後にはやはり甲種防火地区を設定いたしましたところが、今日までそこに幾つ耐火建築物ができたかという、たつた二棟であります。今日までもやはり防火地区には御承知の通り市街地建築物法の付屬法令によつて詳細な厳格な耐火建築物の規定がある、それにもかかわらず今日までかような状態であります。これが日本の姿であります。ところが今日まで、一方において法律をつくつたが、家はできておらない。やはり木造建築が軒を並べて建つておるといふのが実情であります。それはどういふわけかといふと、市街地建築物法施行規則の第三十五條の二に「都道府県知事ハ防火地区内ニ在ル建築物ニシテ一時ノ使用ニ供スルモノニ付第百九十九條乃至第百三十五條ノ規定ニ拘ラス必要ナル命令ヲ發シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得、この第百九十九條ないし第百三十五條というのがちょうどこの基準法案に盛り込んでおるような強力な制限規定であります。そういうつばな趣旨の規定ができておる反面に、こういう緩和の規定がある。これは日本の実情には適しておる規定であります。いかに耐火構造をやれと言つても、さて各個人にはできない。そこでしかたがないから実情に沿つたと申しますか、一步退歩した規定があるわけでありまして、この問題になつておる建築基準法には、さうな緩和規定が、いわゆる防火地区の規定にない。そこで政府はこの法律を出して、これは理想として私どもは非常に同感であります。どうしてもこうならなければ日本の建築は発達しない、また火災の損害を防ぐということ

はきわめて困難なこととは、ほと

はきわめて困難なこととは、ほと

後にはやはり甲種防火地区を設定いたしましたところが、今日までそこに幾つ耐火建築物ができたかという、たつた二棟であります。今日までもやはり防火地区には御承知の通り市街地建築物法の付屬法令によつて詳細な厳格な耐火建築物の規定がある、それにもかかわらず今日までかような状態であります。これが日本の姿であります。ところが今日まで、一方において法律をつくつたが、家はできておらない。やはり木造建築が軒を並べて建つておるといふのが実情であります。それはどういふわけかといふと、市街地建築物法施行規則の第三十五條の二に「都道府県知事ハ防火地区内ニ在ル建築物ニシテ一時ノ使用ニ供スルモノニ付第百九十九條乃至第百三十五條ノ規定ニ拘ラス必要ナル命令ヲ發シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得、この第百九十九條ないし第百三十五條というのがちょうどこの基準法案に盛り込んでおるような強力な制限規定であります。そういうつばな趣旨の規定ができておる反面に、こういう緩和の規定がある。これは日本の実情には適しておる規定であります。いかに耐火構造をやれと言つても、さて各個人にはできない。そこでしかたがないから実情に沿つたと申しますか、一步退歩した規定があるわけでありまして、この問題になつておる建築基準法には、さうな緩和規定が、いわゆる防火地区の規定にない。そこで政府はこの法律を出して、これは理想として私どもは非常に同感であります。どうしてもこうならなければ日本の建築は発達しない、また火災の損害を防ぐということ

はきわめて困難なこととは、ほと

はきわめて困難なこととは、ほと

後にはやはり甲種防火地区を設定いたしましたところが、今日までそこに幾つ耐火建築物ができたかという、たつた二棟であります。今日までもやはり防火地区には御承知の通り市街地建築物法の付屬法令によつて詳細な厳格な耐火建築物の規定がある、それにもかかわらず今日までかような状態であります。これが日本の姿であります。ところが今日まで、一方において法律をつくつたが、家はできておらない。やはり木造建築が軒を並べて建つておるといふのが実情であります。それはどういふわけかといふと、市街地建築物法施行規則の第三十五條の二に「都道府県知事ハ防火地区内ニ在ル建築物ニシテ一時ノ使用ニ供スルモノニ付第百九十九條乃至第百三十五條ノ規定ニ拘ラス必要ナル命令ヲ發シ又ハ処分ヲ為スコトヲ得、この第百九十九條ないし第百三十五條というのがちょうどこの基準法案に盛り込んでおるような強力な制限規定であります。そういうつばな趣旨の規定ができておる反面に、こういう緩和の規定がある。これは日本の実情には適しておる規定であります。いかに耐火構造をやれと言つても、さて各個人にはできない。そこでしかたがないから実情に沿つたと申しますか、一步退歩した規定があるわけでありまして、この問題になつておる建築基準法には、さうな緩和規定が、いわゆる防火地区の規定にない。そこで政府はこの法律を出して、これは理想として私どもは非常に同感であります。どうしてもこうならなければ日本の建築は発達しない、また火災の損害を防ぐということ

はきわめて困難なこととは、ほと

ぜられた、その家の持主の意見を聞いてやる。こういうのがこの規定でございす。

○村瀬委員 そうしますと、ただ本人一人を呼んで、それを聞くのを、公開聴聞という言葉でお示しになつたのであります。大体通念といたしましては、公開聴聞という以上は、一つの法廷を開くようなものでありまして、何人かの関係者をここに呼んで、傍聴者がおつて、そうしていろ／＼の可否の意見を聞いて、それを参考にする。それがいわゆる通念としての公開聴聞のはずなのであります。ただ一人関係者を机の前に呼んで、これはどういうわけかというのを聞くだけの意味なのであります。

○小林説明員 ここに書きました「公開による聴聞」というのは、特定の処分を命じた——ここに第一項に書いておられますが、建築主、建築工事の請負人、建築工事の現場管理者、またはその所有者、管理者もしくは占有者、要するに処分を命ぜられる者の意見を聞く、しかしながらその意見は、処分を命じようとする者が、単独で秘密に聞いてはおもしろくないから、公の席で一般の傍聴人がいる所で、公開で意見を聞く、こういう趣旨であります。一般公聴人をたくさん各方面から呼んで、意見を聞くという趣旨ではございせん。本人の意見を公開の席で裁判と同様に聞く、こういう趣旨でございす。

○村瀬委員 そうするとこの場合は、必ず傍聴人を置いて、ただ一人から聞く場合よりほかに考えられる聴聞ということはありせんか。

○小林説明員 その第一項の措置を命

じようとする相手は、普通は一人だろと思ひます。数人あるとすれば、共有であるとか、あるいは共同施工で工事をやつてゐるとか、そういう場合だけ、通常は一人だろと思ひます。

○村瀬委員 さういふ意味といたしましなれば、聴聞ということとは、必ずしも適当でないと考えますが、次に進みます。

第十九條、第二十條、その他も同様であります。これを見ますと、それぞれ敷地が道路より高くなければならぬとか、周囲の土地より高くなければならぬという規定であります。これはもう当然でありまして、まさか、くぼ地を選んで、周囲が全部高い所へ家を建てるといふようなものはないはずであります。第二十條におきまして、安全な構造でなければならぬといふことは、これは何人も望むところでありす。そこでこの規定を特に法制化せなければならなかつたという理由があれば、承りたいと思ひます。かつて建築法のとくにも、さうな点が散見したのであります。すべてその法律の改正といたしまして、当然やらねばならぬことを入れても、たとえ民法に夫婦は仲よくせねばならぬといふことを入れてもいゝがもしもいせんが、通常はさういふことはしてない。特にこれを入れねばならなかつた理由、またこれに違反した処置といふようなことを、どういふふうにお考えになつておられますか。

○伊東(五)政府委員 この十九條は、当然のことを書いたわけでは、くぼ地が、しかし場合によつては、くぼ地でも、全然床下に水がたまるというよう

な、いわゆる不良住宅もありますから、さういふことはこの規定によつて防止できると思ひます。全然意味のない規定ではないと思ひます。

第二十條は、これも非常に当然のこととてございすが、これはもう少し掘り下げて、技術的に、具体的に規定をいたしませんと、この規定はほんとうに動かないわけではございす。それで三十六條にこれを補足しまして、建築物の安全に必要な構造方法その他について、技術的な基準は政令で定める、こゝなつておられますので、柱の太さほどの程度にしなければならぬとか、あるいは覆蓋防水をつけて、丈夫なものにしなければならぬといふことについては、この三十六條によつて政令で具体的な規定をするつもりでございす。

○村瀬委員 三十五條へ飛びます。この三十五條に、特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準が定められてあるのではありませんか、たび／＼申し上げます通り、火事の起らないような建物をつくるのは当然でありますけれども、同時に火事を早期に発見して、大事に至らしめないといふのが、消防の上からも、建築上からもぜひ必要だと思ひます。最近いろ／＼火災報知機の完備したもの、国内においても、特にアメリカ等は発達しているやうであります。さういふものを必ずつけねばならぬといふやうなことを挿入いたしますならば、これは非常に火災防止上に役立つと思ひます。その点についてどうお考えになりますか。

○伊東(五)政府委員 火災を早期に見するのために、警報設備などは、特にここにあげますような学校、病院などで規模の大きなものには、さういふ設備が必要と考えます。それでこの三十五條にその旨を規定してゐるわけでございます。警報といふやうなことを、明らかに書いておりましたが、これは消火設備の一部と考えまして、政令でそのことははっきりしたいと思つております。

○村瀬委員 これは非常に大事と思ひます。貯水、その他の消火設備云々を書いてありますけれども、この火災報知機を完全に全国民が利用したしまするならば、非常に火災の数は減ると思ひます。政府は火災報知機の制度を全国的に普及する御方針であるか、承りたいと思ひます。

○伊東(五)政府委員 火災の警報機につきましては、これは全国的に適用いたしますので、学校その他特殊建築物等、規模の大きなものには、原則として警報機の設備をするようにいたしましたと思つております。

○淺利委員 お話いたしました。本案に関する質疑はこの程度で終了したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺利委員 御異議なしと認めます。よつて質疑は終了いたしました。これより討論に入ります。通告により順次これを許します。深澤義守君。

○深澤委員 ただいま提案されました建築基準法案に對しまして、日本共産党を代表し反対の意を表明するものであります。本案提出の理由には、わが国の建築が量の増加のみに力を注がれて質の改善が閑却せられがちであつ

た。この質的な向上をするといふ目的のもとに、本法案が提出されたのであります。現在の日本の建築の状況は、まず／＼量を増加いたしまして、国民生活の基本であるところの住居を安定せしめるということが当面の急務であると考えられてあります。従つて政府はこの住宅問題解決のために、より多くの補助政策を用ひまして、国民の住居の安定を期すべきであるにかかわらず、本基準法案が施行されまして、質的な問題がこの建築基準法によつて制約されまして、当面必要であるところの住居の建設に一大蹶跌を来すといふ結果になることをわれ／＼は憂へるものであります。法案の内容を見ますと、この基準に基いて建築を行わねばならぬといふことになりまして、一般勤労者等が自分の住居を建設するといふことに対して、一大蹶跌を来すといふことは火を見るより明らかであります。従つて質を強調するのあまり、建築の量的増加を制約するといふ結果になりまして、今日の急務の問題である居住の確保の問題に一大蹶跌を来すといふことをわれ／＼は考えますがゆゑに、本法案に對しましては賛成することはできないのであります。さういふ理由に基きまして、共産党は反対であります。

○淺利委員 次に村瀬宣親君。

○村瀬委員 私は国民民主党を代表いたしまして、本建築基準法案に條件付の賛成をいたすものであります。本法案は、市街地建築物法を廃止して、これにかわる新たな建築物に関する基本法を制定せんとするものであります。私の特に賛成ととも希望を

いたしますことは、本法案に定められた防火地域の各章條を実施する上にあたりましては、とうてい今日の経済状態をもつては、国民の負担がそれにたえられないのではないかと思ふのであります。しかしながら、今日の火災の現状等よりいたしまして、各都市が防火地域の完成を一日も急いでおこなふことは、これは何人も否定できないところでありまして、幸いに本法案が成立いたしましたあかつきには、同時に政府は責任を持つて、この防火地域に定められました各規定が生きて運用のできますように、予算的措置を早急に講ぜられたいということとであります。

第二の希望といたしましては、防災防火に対する細密な規定は政令に譲るということになつておりますが、その政令の中には、火災の早期発見に対する設備と、これを必ず実施せしめる強力な規定を早くきめていただきたいというところとあります。これは非常に火災防止のために重大なこととありますので、むしろこの法案の中に、このことを規定していただきたいという感じを規定するのでありますが、もし政令でお定めになるということとありますならば、この火災報知機の改善と全面的利用について当局は万全の努力を続け、その処置をとつていただきたいと思ふのであります。

第三の希望といたしましては、この法案が実施されるにあたりましての一番の心配な点であります。それは、なるほどこれからこの法案によつて建てられます建築物は、質の向上は必ず期待し得るのでありますけれども、その反面において量の低下を来すとい

うことになり得るならば、せっかくの建築基準法案の成立のために、日本の住宅行政その他建築関係は仕合せにならないという結果をもたらすのであります。政府はよろしく質の向上とともに、建築の量の低下しない方向に向つて、あらゆる処置と、種々の法的措置並びに予算的措置を、資材関係の分をも含めて、とられんことを希望する次第であります。

本法案は、あるいは手続の迅速化、従来の都道府県知事の認可制度を廃止して、建築主事の確認をもつて足ることとし、その処理期間を法定した等、種々の改善を認められる点がありますので、私は本法案に賛成の意を表するものであります。

○淺利委員長 次に前田榮之助君。

○前田(榮)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま村瀬君から條件を三點あげられました。この三點とも同様な希望を付して賛成するものであります。

○淺利委員長 次に瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 私は自由党を代表いたしまして、ただいま議題になつております建築基準法案に賛成の意を表するものであります。今日までの市街地建築物法その他多くの建築行政に関する規定を一変いたしました。統一的な法令にしたこと、並びに建築行政をきわめて簡潔、民主化したという点で、画期的な法律であると思ひます。ただ、先ほど他の党から申されましたように、質と量を大いに向上しなければならぬというところが現在の日本の情勢でありますので、この法律を真に意義あらしめるためには、どうしても財政的措置をとつて、特に防火建築に対

する強力なる施策を推進されんことを要望いたしました。賛成の意を表するものであります。

○淺利委員長 これにて通告の討論は終りました。お諮りいたします。これにて討論を終局いたすことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 御異議なしと認めます。よつて討論は終局いたしました。採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○淺利委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。本案に関する報告書の作成及び提出手続等につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 御異議なければ、さように決します。

○淺利委員長 次に連合審査会の件についてお諮りいたします。昨二十八日内閣より提出されました国土総合開発法案につきましては、本日経済安定委員会に付託になったのであります。本案は当建設委員会の所管事項と密接な關係を有するのみならず、当委員会といたしましては、かねてより慎重に検討いたして参つたのであります。この際経済安定委員会に連合審査会開会の申入れをいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○淺利委員長 御異議なければ、さように決定いたします。申込みの手続等については、委員長においていたしま

すから御了承願います。
それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

〔参照〕

建築基準法案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年五月二十九日印刷

昭和二十五年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所